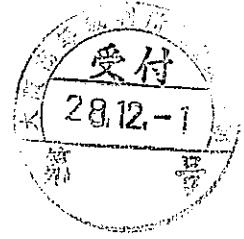




副 本

平成28年(ネ)第2704号 放送受信料請求控訴事件  
控訴人 宮内 正厳  
被控訴人 日本放送協会



答 弁 書

平成28年12月1日

大阪高等裁判所第2民事部6係 御中

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号

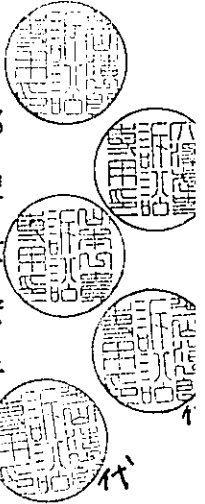
幸田ビル11階

弁護士法人中央総合法律事務所 (送達場所)

電 話 06-6365-8111

FAX 06-6365-8289

被控訴人訴訟代理人弁護士 平 山 浩一郎  
同 大 澤 武 史  
同 山 本 一 貴  
同 梅 田 康 宏  
同 秀 桜 子



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
  - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否及び被控訴人の主張

控訴人が、平成28年10月4日、放送受信料4万3980円及び  
遅延損害金4398円の合計4万8378円を被控訴人に支払った

ことは認め、控訴人の主張は争う。

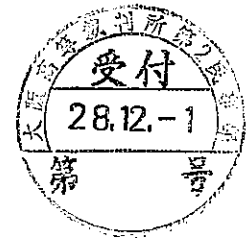
なお、被控訴人の主張は、平成28年12月1日付訴えの変更申立  
書記載のとおりである。

以上

平成28年(ネ)第2704号 放送受信料請求控訴事件

控訴人 宮内 正厳

被控訴人 日本放送協会



訴えの変更申立書

平成28年12月1日

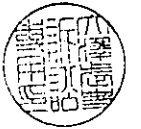
大阪高等裁判所 第2民事部 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 平山 浩一郎



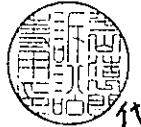
同 大澤 武史



同 山本 一貴



同 梅田 康宏



同 秀 桜子



頭書事件について、被控訴人は、控訴人に対する請求額を金43,980円から金18,340円に減縮し、以下のとおり、請求の趣旨第1項を変更致したく申立します。

第1 変更後の請求の趣旨

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、金18,340円およびこれに対する、本訴えの変更申立書送達の日が奇数月に属するときはその月の翌月初日から、本訴えの変更申立書送達の日が偶数月に属するときはその月の翌々月初日から、完済の日が奇数月に属するときはその月の前々月末日まで、完済の日が偶数月に属するときはその月の前月末日まで、約定の2か月あたり2%の割合による遅延損害金を支払え

第2 請求の減縮の理由

控訴人は、本件において、被控訴人が請求する受信料債権につき、平成28年10月4日、金4万8378円(金4万3980円及びこれに対する平成27年12月1日から平成

28年9月30日までの約定遅延損害金を含む)を支払ったものの、平成27年10月1日以降に発生した受信料債権については一切未払いである。

よって、被控訴人は、控訴人に対し、本件契約に基づき、平成27年10月1日から平成28年11月30日まで(平成27年度第4期から平成28年度第4期まで)の14か月分について、継続振込等・每期払(月額1,310円)による放送受信料計18,340円およびこれに対する本訴えの変更申立書送達の日が属する期の翌期の初日である請求の趣旨記載の日から、完済の日が属する期の前期の末日である請求の趣旨記載の日まで約定の2か月あたり2%の割合による遅延損害金の支払いを求める旨減縮する。

以上